

メキシコ向け輸出牛肉等の取扱要綱

1 目的

この要綱は、メキシコ向け輸出牛肉及びその加工品（本要綱において「牛肉等」という。）について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 メキシコに輸出可能な牛肉等

- (1) 個体識別番号により日本において生まれ、飼育されたことが確認できる牛由来であること。
- (2) メキシコ農畜水産漁業安全総局の認定を受けた施設（本要綱において「認定施設」という。）及び工程において製造された牛肉等であること。

3 認定後の事務等

(1) 公印等の登録

- ア 認定施設の設置者は、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（本要綱において「都道府県知事等」という。）に別紙様式 1 により 5 の条件に関する印刷見本又はラベル見本を添付して届け出る。
- イ 都道府県知事等は、アの届出を受理したときは、別紙様式 2 に認定施設を管轄する食肉衛生検査所又は保健所（本要綱において「証明書発行機関」という。）の公印を押印した別紙登録書、4 の条件に関する関係書類及びアで認定施設の設置者が届け出た書類を添付して厚生労働省宛て届け出る。
- ウ 厚生労働省がイの届出を受理したときは、当該内容をメキシコ政府に通知する。
- エ ウの通知後、当該認定施設において処理され、かつ（2）で規定する衛生証明書が添付された牛肉等は、メキシコ政府により輸入が認められる。

(2) メキシコ向け輸出牛肉等の衛生証明書について

- ア メキシコに牛肉等を輸出しようとする者は、証明書発行機関に別紙様式 3-1 による食肉衛生証明書発行申請書を提出し、食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）又は電子メールにより申請を行う場合にあつては、別添 1 によることとする。
- イ 証明書発行機関は、と畜検査に合格し、認定施設で適切に処理され、2 の要件を満たしていることが確認できた牛肉等に対して、別紙様式 3-2 により食肉衛生証明書を別添 2「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行すること。なお、発行した衛生証明書には、3（1）イで規定する別紙登録書にて登録した公印を押印するものとする。
- ウ 食肉衛生証明書の「Identification number of cattle」の記載事項が複数あり、当該記載欄に収まらない場合には、「Identification number of cattle」に「See Annex」と記載し、別紙様式 3-3 に当該記載事項を記載して食肉衛生証明書に添付し、発行して差し支えないこと。
- エ 食肉衛生証明書の「Best before date」に記載する賞味期限が複数日の場合、最も若い日付と最も古い日付を「～」でつないだ期間（例：2026. XX. XX～2026. XX. XX）で記載することが可能であるが、その期間は 90 日を超えてはならない。
- オ 検査に合格した牛肉等を認定施設の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食

肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。

カ 証明書発行機関は、衛生証明書の原本及び副本を申請者宛て発行するとともに、当該原本の写し及び関連書類を1年間保管する。

キ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉等について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

ク 申請者は、牛肉等の輸出に当たり衛生証明書の原本を当該牛肉等に添付して輸出するものとする。輸出検疫証明書の交付を受けるための手続きについては、農林水産省動物検疫所のウェブサイトを確認すること。

(3) 衛生証明書発給の停止等

ア 都道府県知事等は、認定施設について、衛生管理が適切に実施されていない又は牛肉等が2の要件に適合していないと判断した場合は、改善指導、衛生証明書の発行停止等の措置を講じるものとする。

イ 都道府県知事等は、上記アの措置を講じた際には、当該施設の設置者にその旨通知するとともに、厚生労働省宛て報告することとする。

(4) 変更の届出

都道府県知事等は、認定施設の設置者又は都道府県知事等が3(1)ア及びイに規定する届出事項及び添付書類について変更するときは、あらかじめ当該変更の内容を、変更後の書類を添付して厚生労働省宛て報告する。

(5) 年次報告

ア 証明書発行機関は、毎年1月15日までに、前年1月から12月の輸出実績を下表の形式により厚生労働省に報告すること。なお、報告は厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課輸出先国規制対策室(animal-product@mhlw.go.jp)宛てに電子データ(エクセル形式)を送付することにより行うこと。

Est. No.	Net Weight (kg)	Date of Certification
〇〇	300	1 st February, 2020

(記載例)

イ 厚生労働省は、アで報告された内容について、遅滞なくメキシコ農畜水産漁業安全総局に報告すること。

4 不正防止事項

不正を防止するため、以下の事項について証明書発行機関が管理するとともに当該管理方法及び管理記録に関する書類を作成すること。

(1) 輸出牛肉等を直接個装する個々の容器包装又はそれらをまとめる容器包装(透明のビニル袋等)に検査済証(別紙様式4)を貼付等すること。

(2) 輸出牛肉等の梱包(カートン等)についても、開梱時に破られるような方法で検査済証を貼付すること。

5 表示事項

認定施設は、輸出牛肉等の梱包に次の事項(日本語及び必要に応じて英語)を印字すること。また、その印刷見本をあらかじめ都道府県知事等に届け出ること。

また、表示事項を直接梱包に印字する代わりに、当該事項を表示したラベルを梱包に貼付することが可能であり、その場合には、当該ラベルの見本を届け出ること。

(1) 製品名(総称)

(2) 重量(kg)

(3) 施設名称及び施設番号

(4) 包装年月日

(5) 賞味期限

(6) 製品ロット番号

なお、必要に応じて、原産国に関する情報、施設名称、施設番号、施設所在地、製品名及び保存方法（冷蔵保存0～4℃又は冷凍保存-18℃以下）をスペイン語で表示すること。

6 その他の留意事項

(1) メキシコへの輸出が可能な施設及び工程は農林水産省 HP のとおりであるので、適切な衛生証明書の発行について注意すること。

(2) 梱包後の製品を輸送する車両やコンテナは消毒や洗浄等を行い、衛生的な状態を維持すること。

(3) メキシコ農畜水産漁業安全総局による施設及び工程の認定には有効期限が設けられているため、更新手続が必要であること。

(別添1)

輸出証明書発給システム又は電子メールによる
食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合、申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請

申請者は、食肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム又は電子メールを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに送付すること。なお、輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式 3-1 による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別添2)

食肉衛生証明書作成の留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書を作成すること。
また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記2、3の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が3枚組で当該ページが1ページ目の時は1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「**Issued in lieu of certificate No.** (訂正前の証明書の発行番号) **dated** (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No.2200001 dated 31/1/2022)

(別紙様式1 表示事項印刷見本届出様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

届出者 住所
氏名
法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名

メキシコ向け輸出牛肉等に係る表示事項印刷見本届出書

メキシコ向け輸出牛肉等の梱包に表示する表示事項の印刷見本を届け出ます。

記

- 1 認定施設の所在地及び名称（法人にあつては法人番号）
- 2 添付書類
表示事項の印刷見本又はラベル見本

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

メキシコ向け輸出牛肉等の取扱いについて

下記認定施設から梱包へ表示する表示事項の印刷見本の届出がありましたので、添付書類を添えて届け出ます。

記

- 1 認定施設の名称及び所在地（法人にあつては法人番号）
- 2 添付書類
 - (1) 別紙登録書
 - (2) 検査済証印刷見本及び不正防止事項に関する書類
 - (3) 表示事項印刷見本届出者からの提出書類

(別紙登録書)

メキシコ向け輸出牛肉等を取り扱うと畜場及び食肉処理場

Slaughterhouse and Cutting/Processing Plant Handling Beef for the Exportation to Mexico

都道府県または保健所設置市 Prefecture or City	公 印 Official Stamp
(和)	S A M P L E
(英)	
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority	
(和)	
(英)	

(認定と畜場) Approved Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

(認定食肉処理場) Approved Cutting/Processing Plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所

氏名

(法人にあってはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者の氏名：

所属部署：

担当者電話番号：

E-mail：

メキシコ向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱うメキシコ向け輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請
します。

記

1 基本情報 (英語記載)

荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
と畜場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	と畜年月日	
食肉処理施設	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	加工年月日	
ロット番号/Batch No.		
梱包形態 (包装の種類)		

合計梱包の数 (数量・単位)	
合計正味重量 (Net weight)	Kg
個体識別番号	

2 明細情報 (英語記載)

加工種類 (カッティング等) ※部位名を記載	
賞味期限	

3 証明書の交付 (受領場所)

- 郵送等による受領を希望

- 手交による受領を希望

STANDARD FORM AUTHORIZED
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND
WELFARE OF JAPAN

FORMULARIO TIPO AUTORIZADO
POR EL MINISTERIO DE SANIDAD, TRABAJO Y
BIENESTAR DE JAPÓN

HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF BEEF
FROM JAPAN TO MEXICO /
CERTIFICADO SANITARIO PARA LA EXPORTACIÓN DE CARNE
DE RES DE JAPÓN MEXICO

No. / N° :

DATE / FECHA :
(Day, Month, Year / Día, Mes, Año)

I. Identification of the products / Identificación de los productos

(Type of cuts / Tipo de cortes)		(Identification number of cattle / Número de identificación de ganado)
(Number of pieces or package / Número de piezas o paquetes)	(Net weight / Peso neto)	(Lot number / Número de lote)
(Exporter / Exportador)	(Exporter address / Dirección del exportador)	
(Consignee / Consignatario)	(Consignee address / Dirección del consignatario)	

II. Origin of products / Origen de los productos

Name / Nombre	Est. No.	Address / Dirección
(Slaughterhouse / Rastro)		
(Cutting/processing plant / Planta de corte/procesamiento)		

Date of slaughter / Fecha de sacrificio:

Date of production / Fecha de proceso:

Type of package of the meat / Tipo de embalaje de la carne:

Best before date/ Fecha de consumo preferente:

I hereby certify that / Por la presente certifico que:

- 1) The product is derived from animals which were born, raised and slaughtered in Japan. /
El producto se obtiene a partir de animales nacidos, criados y sacrificados en Japón.
- 2) The product is derived from animals which passed ante- and post-mortem inspection under veterinary supervision and were found free from animal infectious disease at the time of slaughter. /
El producto se obtiene a partir de animales que pasaron la inspección ante y post mortem bajo supervisión veterinaria y se encuentran libres de enfermedades infecciosas animales en el momento del sacrificio.

3) The product is derived from sound animals which were slaughtered and processed at the plants approved by the Secretariat of Agriculture, Livestock, Rural Development, Fisheries and Food for export to Mexico, and is approved for human consumption by an official health authority. /

El producto se obtiene a partir de animales sanos sacrificados y procesados en plantas aprobadas por la Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación para exportar a México y está aprobado por un organismo sanitario oficial para consumo humano.

4) The product is handled in a manner as to prevent contamination with any agent that causes infectious animal diseases until its shipment to Mexico, in sealed the carton with the meat inspection legend of the health authority. /

Que el producto fue manipulado de tal manera que se evitó su contaminación con cualquier agente causal de enfermedades infecciosas de los animales hasta su embarque a México, en cajas de cartón con el sello de inspección de la autoridad sanitaria.

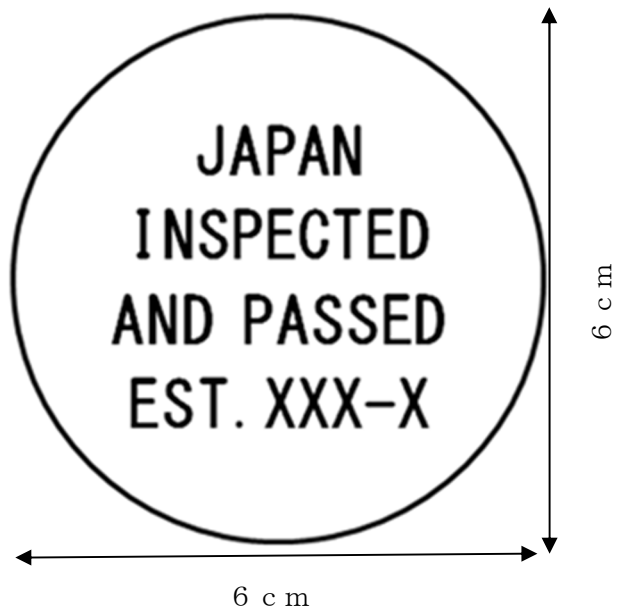
Name of meat inspector /
Nombre del inspector de la carne:

Official Title /
Título Oficial:

Signature /
Firma:

Name of prefecture or city /
Nombre de la prefectura o ciudad:

(別紙様式4 検査済証)



フォント：MS P ゴシック太字